

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和二年十月九日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年八月四日奈良県指令郡土第四二一五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年九月二十五日郡土第六一六号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市小泉町六二五番五の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市押熊町三五〇番地ノ一

グランアセットコム合同会社 代表社員 奥田潤一